

指導員規約の改定と指導員補登録の有効期限の設定について（補足）

2019年5月

平素よりお世話になっております。

2019年3月にASIAGAP/JGAP指導員および指導員補の皆さまに、ASIAGAP/JGAP指導員規約の改定と、それに伴う指導員補登録の有効期限の設定についてお知らせしたところです。今回は、指導員補の有効期限の取扱についての補足をお知らせいたします。

この6月末とした指導員補登録の有効期限については、それまでに研修の申込をしており、その受講が確実であることを弊社にお示し頂いた場合は、7月を過ぎての研修受講であっても当該研修の終了まで延期することとしました。研修機関から出された研修の申込を受け付けた旨の連絡書類等を、2019年6月30日までに弊社担当にご連絡下さい。

今後とも、ASIAGAP および JGAP の普及および日本 GAP 協会の取組へのご理解とご協力をお願いいたします。

(連絡先)

日本 GAP 協会 指導員担当

メールアドレス：info@jgap.jp

電話：03-5215-1112（受付 9:00～18:00）

-----（3月にお知らせした有効期限設定の概要）-----

本年より指導員補の登録の有効期限を2年間とし、2年間を経過した指導員補の登録は失効することいたしました。この取扱には3ヶ月の経過措置（※お知らせしたのは2019年3月）を設け、本年7月1日をもって、有効期限が2年を上回る指導員補の登録が失効することといたします。指導員登録への回復は、日本 GAP 協会公認研修を期限までに受講することにより可能となります。

※改定しました指導員規約は、下記をご覧ください。

http://jgap.jp/LB_01/ASIAGAPshidouinkyaku190303.pdf

< ↑ ASIAGAP 指導員規約 >

http://jgap.jp/LB_01/JGAPshidouinkyaku190303.pdf

< ↑ JGAP 指導員規約 >